平成　　年　　月　　日

農学研究科長　殿

農学研究科

職名

氏名

学会における無報酬兼業について

標記の件につきまして、下記のとおり届け出ますので、よろしくお願いいたします。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内容 | 備考 |
| 学会名 | （１）（２）（３）（４） |  |
| 役職名 | （１）（２）（３）（４） |  |
| 兼業期間 | （１）（２）（３）（４） |  |

（＊複数の兼業、役職名のある場合は番号を付して記載すること）

（参考）兼業の取扱いについて（令和６年２月１５日人労服第５８号）

９ 学会の兼業を教員が無報酬で行う場合の手続きについて

記の６に定める兼業の許可手続きにかかわらず、学会の兼業を教員が無報酬で行う場合は、事前に兼業予定先学会名、職名、兼業予定期間を部局長に届け出ることにより、これを行うことができるものとする。なお、この場合において、当該兼業は国立大学法人京都大学に勤務する教職員の兼業に関する指針第３３条第３号のとおり、勤務時間内に職務として従事することができる。